

厚生労働省
群馬労働局発表
令和6年8月8日

【照会先】
群馬労働局労働基準部賃金室
室長 根岸 義久
室長補佐 摩庭 精一
(電話) 027-896-4902

報道関係者 各位

令和6年度群馬県最低賃金(地域別最低賃金)の改正答申について

— 群馬地方最低賃金審議会の答申 —

群馬地方最低賃金審議会(会長:谷口 聡 高崎経済大学教授)は、本日8月8日に結論を取りまとめ、群馬労働局長に対し、群馬県最低賃金を「時間額985円」とする旨の答申を行いました。

この「時間額985円」は、現行の群馬県最低賃金(935円)を「50円」引き上げるものであり、過去最大の引上げ幅となります。

群馬労働局では、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、改正決定を行う予定です。

(参 考)

1 答申のあった時間額	985円
2 現行の時間額	935円
3 対前年引上額	50円
4 対前年引上率	5.35%

群馬県最低賃金（地域別最低賃金）額の推移（過去5年間）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
最低賃金額	835円	837円	865円	895円	935円
対前年引上額	26円	2円	28円	30円	40円
対前年引上率	3.21%	0.24%	3.35%	3.47%	4.47%